

○財務省告示第三十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年一月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百二十四回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札

六  
イ  
発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

図 財  
る 政  
た 運  
め 営  
の に  
公 必  
債 要  
の な  
発 財  
行 の  
の 確  
特 保  
例 を  
に を

ハ ロ

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 各 各  
の 度 債 当 込 申 申  
応 額 市 てる の 申  
募 範 場 募 募 募  
額 を 囲 別 募 額 を 順  
割 に 加 額 を 案 分 次 割  
り にお 者 ごと の 割  
て いて と の 割  
る 各 の 申  
申 込

五  
イ  
方 募

入 価 法 入  
札 格 発 競  
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 だ  
入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特 であ  
札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 っ  
発 別 に 者 務 に 格 争 市 る 参 て  
行 加 る と 大 行 争 入 札 特 の 者 財  
一 者 発 臣 が 札 発 行 札 別 に 者 務  
と 行 行 各 入 行 行 参 よ と 大 臣  
い 一 限 国 札 の 行 加 る に 臣 大  
う 第 度 債 入 入 者 行 行 行 行 行 行 行  
。 II 下 額 市 札 の 入 者 行 行 行 行 行  
。 非 一 を 場 特 入 の 入 者 行 行 行 行 行  
格 一 国 定 別 札 の 入 者 行 行 行 行 行  
競 債 め 別 特 札 の 入 者 行 行 行 行 行

七										二										八																				
ハ					ロ					イ					ハ					ロ					イ															
行争非者特					札発競入価					行争非者特					札発競入価					行争非者特					札発競入価															
入価・別					格第参					入価・別					格第参					入価・別					格第参															
札格第I					発競入行争					札格第II					発競入行争					札格第I					発競入行争															
発競					入行争					発競					入行争					発競					入行争															
額					額					額					額					額					額															
四	二	百	四	三	二	円	い	に	関	凶	財	億	い	に	関	凶	財	億	八	い	に	関	凶	財	八	い	に	関	凶	財	八	い	に	関	凶	財	八			
千	千	八	十	十	兆	て	基	す	る	た	運	円	て	基	す	る	た	運	円	万	て	基	す	る	た	運	万	て	基	す	る	た	運	億	て	基	す	る	た	運
円	百	十	五	二	千	額	き	法	め	営		額	き	法	め	営		円	額	き	法	め	営		円	額	き	法	め	営		円	額	き	法	め	営			
十	四	億	八	千	百	面	発	行	第	公	必	面	発	行	第	公	必	面	金	行	第	公	必	面	金	行	第	公	必	面	金	行	第	公	必					
四	億	二	千	三	百	金	額	し	二	債	要	金	額	し	二	債	要	額	し	二	債	要		額	し	二	債	要		額	し	二	債	要						
十	億	二	千	三	百	で	た	条	の	な		で	た	条	の	な		で	た	条	の	な		で	た	条	の	な		で	た	条	の	な						
十	億	二	千	三	百	四	利	第	一	項	の	二	利	第	一	項	の	四	利	第	一	項	の	十	利	第	一	項	の	二	利	第	一	項	の					
十	億	二	千	三	百	百	付	国	債	の	特	千	付	国	債	の	特	十	付	国	債	の	特	五	付	国	債	の	特	兆	付	国	債	の	特					
十	億	二	千	三	百	十	債	に	規	例	保	六	債	に	規	例	保	億	債	に	規	例	保	三	債	に	規	例	保	千	債	に	規	例	保					
十	億	二	千	三	百	億	つ	定	に	を		十	つ	定	に	を		千	つ	定	に	を		三	つ	定	に	を		七	つ	定	に	を						

十 三	初 期 利 子	入 札 発 行	価 格 競 争	・ 第 II 非	別 参 加 者	債 市 場 特	行 及 び 国	争 入 札 発	非 格 競 I	者 第 I 加	特 参 場	国 市 場	札 発 行	非 競 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	九 八 振 替 単 位	最 低 面 金	行 入 札 発	争 格 競	非 第 II	者 第 II	特 参 場	二	
た 金 額 を 支 払 う た だ し 、 支 払	期 と 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	年 成 二 、 一 五 年 七 月 十 五 日 を 基 と																								
厘 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 一 銭 一	上 の そ れ ぞ れ の に つ き 百 円 一 銭 以	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 一 銭 以	平 成 二 十 五 年 一 月 十 五 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 金	振 替 法 の 記 録 は よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	四 百 十 八 億 四 百 九 十 二 万 八 千																		

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限

平成二十五年一月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年一月十五日	利子を支払う。六月間に属する	て、その日以前六月間に属する	を支払う。六月間に属する	を、その日以前六月間に属する	毎年一月十五日及び七月十五日
-------------	---------------	------	-------------	-------------	----------------	----------------	--------------	----------------	----------------

期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十五号において  
 規定する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$